

平成 25 年 11 月 28 日

各 位

会 社 名 日立造船株式会社
代表者名 取締役社長兼COO 谷所 敬
(コード番号 7004 東証第 1 部)
問合せ先 総務・人事部長 森本 勝一
(TEL. 06-6569-0013)

会 社 名 アタカ大機株式会社
代表者名 代表取締役社長 小川 泰雄
(コード番号 1978 東証第 1 部)
問合せ先 執行役員管理本部長 井下 敏幸
(TEL. 06-6468-9650)

日立造船株式会社とアタカ大機株式会社の合併契約締結に関するお知らせ

日立造船株式会社（以下「日立造船」といいます。）及びアタカ大機株式会社（以下「アタカ大機」といいます。）は、本日開催のそれぞれの取締役会において、合併（以下「本合併」といいます。）を行うことを決議し、本日、両社の間で合併契約（以下「本合併契約」といいます。）を締結しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本合併は、日立造船については、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づく簡易合併の手続により株主総会による承認を受けずに、アタカ大機については、平成 26 年 2 月 12 日開催予定の臨時株主総会において本合併契約の承認を受けた上で、平成 26 年 4 月 1 日を効力発生日として行う予定です。

また、本合併の効力発生日（平成 26 年 4 月 1 日予定）に先立ち、アタカ大機の普通株式は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部において、平成 26 年 3 月 27 日付で上場廃止（最終売買日は平成 26 年 3 月 26 日）となる予定です。

なお、日立造船は、本日、株式会社ニチゾウテック（以下「ニチゾウテック」といいます。）との間で株式交換を行うことを決議し、両社の間で株式交換契約を締結しております。同株式交換の詳細については、日立造船及びニチゾウテックが本日付で別途公表しております「日立造船株式会社による株式会社ニチゾウテックの株式交換による完全子会社化に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 本合併の目的

日立造船グループ（以下に定義されます。）は、主として環境装置、プラント、機械、プロセス機器、インフラ設備、精密機械等の設計、製作、据付、販売、修理、保守・保全及び運営等を主な事業としており、平成 25 年 9 月 30 日現在、日立造船、連結子会社 77 社及び持分法適用会社 14 社（以下「日立造船グループ」といいます。）で構成されております。

日立造船グループは、現在、平成 28 年度（2016 年度）における経営目標として、長期ビジョン「Hitz 2016 Vision」を掲げ、事業規模の拡大、事業収益力の向上及び財務体質の強化を目指しております。また、この長期ビジョン「Hitz 2016 Vision」の実現に向けた基盤づくりのための経営施策として、平成 23 年度を初年度とする 3 か年の中期経営計画「Hitz Vision」を策定し、事業伸長力の強化、バランスの取れた事業構造の構築、業界ナンバーワンの収益力実現のための事業戦略の推進、将来収益につながる新事業・新分野の開発、財務体質の強化、企業風土の更なる改革と人材の育成といった重点施策を推進しております。

「Hitz 2016 Vision」、「Hitz Vision」において、日立造船グループでは、環境の改善、資源とエネルギーの有効活用、再生可能エネルギーの利用拡大等に関連する「グリーンエネルギー分野」及び効率的で安全・安

心な社会の実現、災害に強い社会基盤の構築に向けた「社会インフラ整備・防災分野」を重点分野としており、これらの事業領域において、現有製品のビジネスモデル変革とグローバル展開、成長の原動力となる新製品開発の加速化を推進しております。

グリーンエネルギー分野では、ごみ焼却発電や風力発電、太陽光・太陽熱発電、炭酸ガス・窒素酸化物排出削減等に関する設備やシステムを提供し、持続可能な社会の実現に貢献するとともに、当該分野における世界ナンバーワンの企業グループを目指しております。

一方、アタカ大機は、昭和 42 年の創業以来一貫して水処理をはじめとした環境保全事業に取り組んでおり、昭和 52 年の日立造船による経営参加以降は日立造船グループの環境事業分野、グリーンエネルギー分野における主要会社となっております。平成 18 年 10 月には、同じく環境事業を手掛ける大機エンジニアリング株式会社と合併して現社名となり、廃棄物・リサイクル、上下水、埋立処分場、工場排水等の水処理プラントの建設やバイオガス、土壌・地下水浄化等の環境装置の販売及びそれらのメンテナンス、洗煙・排ガス処理等の環境保全装置、電解・ろ過（フィルタープレス）・殺菌等の産業機器、防蝕機器（ライニング製品）、サイクロン・ポンプ等の製造、販売等、幅広い分野での事業展開を進めております。

アタカ大機は、中期経営計画「グローバル AD」の下、第一に工場再編等による内製品の拡大、海外調達の徹底推進、及び既設し尿処理プラントに加えて電解事業・ろ過（フィルタープレス）事業のアフターサービス強化によるソリューション事業の伸長により利益率を向上すること、第二に中国、東南アジアでのし尿処理、小規模下水処理等の市場開拓、産業装置における海外の海水電解装置の受注推進等により海外事業を拡大すること、さらに、第三に焼却灰及び飛灰からの放射性セシウムを分離する新技術をはじめとした新製品・新事業の創出等の重点施策を積極的に推進しております。

日立造船とアタカ大機は、既にグループとしての経営戦略を共有し、グループの総力を挙げた事業展開を行っております。また、住友電気工業株式会社を含めた 3 社共同で電解型バラスト水処理装置の開発を推進する等、協業関係の更なる強化を目指した様々な取組みを実施しております。一方で、アタカ大機を含む日立造船グループを取り巻く環境は、主要事業において、官需は総発注量の減少と参入企業の増加から、民需は輸出環境の改善が見られるものの国内の設備投資に大幅な改善の兆しもないことから、官・民需とも受注競争が激しく、総じて厳しい状況が続くものと思われ、グリーンエネルギー分野の持続的な発展・成長には、グローバルな市場開拓を強力に推進することが必要不可欠であります。このような状況の下、日立造船とアタカ大機は、以前より両社の協業体制に関する議論を行ってまいりましたが、その一環として、平成 25 年 7 月頃、日立造船より合併による統合に向けての協議をアタカ大機に申し入れ、検討を開始いたしました。その後、両社で協議を重ねた結果、日立造船及びアタカ大機が合併することにより、一体運営による事業推進力の強化や経営の合理化を通じて相乗効果の最大化を実現し、日立造船グループにおけるグリーンエネルギー分野の更なる成長に向けた取組みを加速していくことが、アタカ大機の企業価値向上のみならず、日立造船グループ全体の企業価値向上のために非常に有益であるとの結論に至りました。

具体的には、日立造船との合併により、アタカ大機が事業戦略で掲げている環境装置及び産業装置事業の海外への市場展開における日立造船のブランド力及び経営資源の活用、日立造船グループ全体としての商品開発・マーケティング・本社機能等に関する人材の有効活用、スケールメリットによる調達購買力活用及びソリューション事業の効率的運営等、経営資源の最適化を図ることによる相乗効果が見込まれます。

2. 本合併の要旨

(1) 本合併の日程

本合併契約締結の取締役会決議日（両社）	平成 25 年 11 月 28 日
本合併契約締結日（両社）	平成 25 年 11 月 28 日
臨時株主総会基準日公告日（アタカ大機）	平成 25 年 11 月 29 日（予定）
臨時株主総会基準日（アタカ大機）	平成 25 年 12 月 16 日（予定）
臨時株主総会開催日（アタカ大機）	平成 26 年 2 月 12 日（予定）
最終売買日（アタカ大機）	平成 26 年 3 月 26 日（予定）
上場廃止日（アタカ大機）	平成 26 年 3 月 27 日（予定）
本合併の予定日（効力発生日）	平成 26 年 4 月 1 日（予定）

- (注1) 日立造船は、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づく簡易合併の手続により、株主総会の承認を受けずに本合併を行う予定です。
- (注2) 上記日程は、本合併に係る手続進行上の必要性その他の事由によって必要となる場合には、両社が協議し合意の上、変更されることがあります。

(2) 本合併の方式

日立造船を吸収合併存続会社（以下「存続会社」といいます。）、アタカ大機を吸収合併消滅会社（以下「消滅会社」といいます。）とする吸収合併です。本合併は、日立造船については、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づく簡易合併の手続により株主総会の承認を受けずに行う予定です。アタカ大機については、平成 26 年 2 月 12 日に開催予定の臨時株主総会において本合併契約の承認を受けた上で行う予定です。

(3) 本合併に係る割当ての内容

	日立造船 (存続会社)	アタカ大機 (消滅会社)
本合併に係る割当ての内容	1	0.66
本合併により交付する株式数	日立造船普通株式：9,305,064 株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

アタカ大機の普通株式 1 株に対して、日立造船の普通株式 0.66 株を割当て交付します。ただし、日立造船が保有するアタカ大機の普通株式（平成 25 年 11 月 28 日現在 16,840,600 株）及びアタカ大機が保有する自己株式（平成 25 年 10 月 31 日現在 74,007 株）については、本合併による株式の割当ては行いません。

(注2) 本合併により交付する株式数

日立造船は、本合併に際して、日立造船の普通株式 9,305,064 株（予定）を、本合併が効力を生ずる時点の直前時（以下「基準時」といいます。）のアタカ大機の株主（ただし、日立造船及びアタカ大機を除きます。）に対して、割当て交付する予定ですが、交付する日立造船の普通株式には日立造船が保有する自己株式（平成 25 年 10 月 31 日現在 2,737,338 株）のうち 671,000 株（予定）を充当し、残数については新たに普通株式を発行する予定です。なお、日立造船の交付する普通株式総数は、基準時までアタカ大機が保有することとなる自己株式数（本合併に関して行使される会社法第 785 条第 1 項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。）等により今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本合併に伴い、日立造船の単元未満株式（100 株未満）を保有することとなるアタカ大機の株主につきましては、日立造船の普通株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

①単元未満株式の買取制度（100 株未満株式の売却）

会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、日立造船の単元未満株式を保有する株主が、日立造船に対してその保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。

②単元未満株式の買増制度（100 株への買増し）

会社法第 194 条第 1 項及び日立造船の定款の規定に基づき、日立造船の単元未満株式を保有する株主が、その保有する単元未満株式の数と併せて 1 単元（100 株）となる数の普通株式を日立造船から買い増すことを請求することができる制度です。

(注4) 1 株に満たない端数の処理

本合併に伴い、日立造船の普通株式 1 株に満たない端数の交付を受けることとなるアタカ大機の株主に対しては、会社法第 234 条その他の関連法令の規定に基づき、その端数の合計数（合計数に 1 株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数の日立造船の株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主に交付いたします。

(4) 本合併に伴うアタカ大機の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

アタカ大機は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

3. 本合併に係る割当ての内容の根拠等

(1) 算定の基礎

本合併の合併比率の公正性を確保するため、各社がそれぞれ別個に独立した第三者算定機関に合併比率の算定を依頼することとし、日立造船は三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社（以下「三菱UFJ モルガン・スタンレー証券」といいます。）を、アタカ大機は野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を、合併比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定いたしました。

三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券は、日立造船及びアタカ大機の両社について、両社の株式が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから市場株価分析（平成 25 年 11 月 27 日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部における日立造船株式及びアタカ大機株式のそれぞれの、算定基準日までの直近 1 か月間、3 か月間及び 6 か月間の各取引日における終値平均値を算定の基礎としております。）を、また比較可能な上場類似企業が存在し、類似企業比較分析による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較分析を、加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー分析（以下「DCF 分析」といいます。）を採用いたしました。

日立造船株式の 1 株当たりの株式価値を 1 とした場合の合併比率の算定結果は、以下のとおりとなります。

採用手法	合併比率の算定結果
市場株価分析	0.56～0.64
類似企業比較分析	0.32～0.55
DCF 分析	0.51～0.79

三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券は、上記合併比率の算定に際し、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とそれらの関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて両社の財務予測に関する情報については、両社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券の算定は、平成 25 年 11 月 27 日までの上記情報を反映したものであります。なお、三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券が DCF 分析による算定の前提とした両社の利益計画において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。

一方、野村證券は、日立造船については、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法を、また日立造船には比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）を、それぞれ採用して算定を行いました。

アタカ大機については、同社が金融商品取引所に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法を、またアタカ大機には比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、それに加えて将来の事業活動の状況を評価に反映するため DCF 法を、それぞれ採用して算定を行いました。

日立造船株式の 1 株当たりの株式価値を 1 とした場合の各算定方法の算定結果は、以下のとおりです。

採用手法	合併比率の算定結果
市場株価平均法	0.522～0.644
類似会社比較法	0.322～0.324
DCF 法	0.630～0.650

市場株価平均法では、日立造船については、算定基準日である平成 25 年 11 月 27 日を基準日として、日立造船株式の東京証券取引所市場第一部における基準日の終値、平成 25 年 11 月 21 日から基準日までの直近 5 営業日の終値単純平均値、平成 25 年 10 月 28 日から基準日までの直近 1 か月間の終値単純平均値、平成 25 年 8 月 28 日から基準日までの直近 3 か月間の終値単純平均値及び平成 25 年 5 月 28 日から基準日までの直近 6 か月間の終値単純平均値を用いて、アタカ大機については、算定基準日である平成 25 年 11 月 27 日を基準日として、アタカ大機株式の東京証券取引所市場第一部における基準日の終値、平成 25 年 11 月 21 日から基準日までの直近 5 営業日の終値単純平均値、平成 25 年 10 月 28 日から基準日までの直近 1 か月間の終値単純平均値、平成 25 年 8 月 28 日から基準日までの直近 3 か月間の終値単純平均値及び平成 25 年 5 月 28 日から基準日までの直近 6 か月間の終値単純平均値を用いて評価を行い、それらの結果を基に合併比率のレンジを 0.522～0.644 として算定しております。

類似会社比較法では、両社の事業内容の類似性を考慮し、日立造船については株式会社タクマ、株式会社神鋼環境ソリューション、住友重機械工業株式会社、三井造船株式会社、三菱重工業株式会社、川崎重工業株式会社及び株式会社 I H I を類似会社として、アタカ大機については荏原実業株式会社、月島機械株式会社、水道機工株式会社及び前澤工業株式会社を類似会社として選定した上、時価総額に対する純利益の倍率を用いて評価を行い、それらの結果を基に合併比率のレンジを 0.322～0.324 として算定しております。

DCF 法では、両社それぞれより提供された利益計画（本合併を前提とした利益計画）を基に、将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを用いて企業価値や株式価値を評価しております。なお、割引率は、日立造船については 4.75%～5.25%を、アタカ大機については 5.00%～6.00%を採用しており、また、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、両社共に永久成長率-0.25%～+0.25%を採用して評価を行い、それらの結果を基に合併比率のレンジを 0.630～0.650 として算定しております。なお、野村證券が DCF 法による算定の前提とした両社の利益計画（本合併を前提とした利益計画）において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。

野村證券は、上記合併比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。野村證券の合併比率の算定は、平成 25 年 11 月 27 日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、両社の財務予測については、両社により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

（2）算定の経緯

日立造船及びアタカ大機は、それぞれ上記の第三者算定機関から提出を受けた合併比率の分析結果及び助言を慎重に検討し、また各社において両社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、これらを踏まえ両社間で真摯に交渉・協議を行いました。その結果、両社は、上記 2.（3）記載の合併比率は妥当であり、それぞれの株主の利益に資するものであると判断し、平成 25 年 11 月 28 日に開催された両社の取締役会にて本合併の合併比率を決定し、同日、両社間で本合併契約を締結しました。

なお、合併比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上変更することがあります。

(3) 算定機関との関係

三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券及び野村証券はいずれも、日立造船及びアタカ大機から独立した算定機関であり、日立造船及びアタカ大機の関連当事者には該当せず、本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(4) 上場廃止となる見込み及びその事由

本合併により、アタカ大機の普通株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従って、平成 26 年 3 月 27 日付で上場廃止（最終売買日は平成 26 年 3 月 26 日）となる予定であります。上場廃止後は、アタカ大機の普通株式を東京証券取引所において取引することはできなくなりますが、日立造船及びアタカ大機を除くアタカ大機の株主に対しては、本合併契約に従い、上記 2. (3) 記載のとおり、日立造船の普通株式が割り当てられます。

本合併の目的は上記 1. に記載のとおりであり、結果として、アタカ大機の普通株式は上場廃止となる予定であります。アタカ大機の普通株式が上場廃止になった後も、本合併の対価として交付される日立造船の普通株式は、東京証券取引所に上場されているため、アタカ大機の普通株式を 152 株以上保有し、本合併により日立造船の単元株式数である 100 株以上の日立造船の普通株式の割当てを受ける株主は、株式の保有数に応じて一部単元未満株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1 単元以上の株式については引き続き取引所市場において取引が可能であり、株式の流動性を確保できるものと考えております。

ただし、152 株未満のアタカ大機の普通株式を保有する株主には、単元株式数に満たない日立造船の普通株式が割り当てられます。単元未満株式については取引所市場において売却することはできませんが、株主のご希望により買取制度又は買増制度をご利用いただくことが可能であります。これらの取扱いの詳細については、上記 2. (3) の（注 3）をご参照ください。

また、1 株に満たない端数が生じた場合における端数の処理の詳細については、上記 2. (3) の（注 4）をご参照ください。

なお、アタカ大機の株主は、最終売買日である平成 26 年 3 月 26 日（予定）までは、東京証券取引所において、その保有するアタカ大機の普通株式を従来どおり取引することができるほか、会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

(5) 公正性を担保するための措置

本合併の検討にあたって、日立造船は既にアタカ大機の発行済株式総数の 55.1%（間接保有分を含みます。）を保有していることから、本合併は、アタカ大機にとって支配株主との取引等に該当し、公正性を担保する必要があると判断しました。

そのため、本合併における合併比率の公正性を担保する観点から、本合併の実施にあたり、両社は上記 3. (1) 記載のとおり、それぞれ第三者算定機関に合併比率の算定を依頼し、その算定結果を参考として、真摯に交渉・協議を行い、上記記載の合意した合併比率により本合併を行うことを、平成 25 年 11 月 28 日開催のそれぞれの取締役会で決議しました。

なお、日立造船及びアタカ大機は、いずれも、各第三者算定機関から合併比率の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

また、本合併の法務アドバイザーとして、日立造船は西村あさひ法律事務所を、アタカ大機はアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、それぞれ本合併の諸手続を含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を受けております。なお、西村あさひ法律事務所及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所は、いずれも日立造船及びアタカ大機から独立しており、重要な利害関係を有しません。

(6) 利益相反を回避するための措置

アタカ大機は日立造船の連結子会社に該当することから、利益相反を回避するため、以下のような措置を講じております。

アタカ大機の取締役のうち、小川泰雄氏はアタカ大機の代表取締役役に就任する平成 22 年 6 月まで日立造船の取締役であり、また、百瀬祥一氏はアタカ大機の取締役に就任した後平成 24 年 6 月まで日立造船の執行役員であり、それぞれ日立造船の株式を保有していることから、利益相反について疑義が生じるおそれを排除するため、平成 25 年 11 月 28 日開催のアタカ大機の本合併の取締役会における本合併の審議及び決議には参加しておらず、アタカ大機の立場で日立造船との本合併の協議及び交渉にも参加しておりません。アタカ大機の監査役のうち、森口壽久氏はアタカ大機の監査役に就任する平成 24 年 6 月まで日立造船の従業員であり、日立造船の株式を保有していることから、利益相反について疑義が生じるおそれを排除するため、また、社外監査役である中村敏規氏は日立造船の従業員を兼務しているため、平成 25 年 11 月 28 日開催のアタカ大機の本合併に係る取締役会の審議には参加しておらず、何らの意見表明も行っておらず、また、アタカ大機の立場で日立造船との本合併の協議及び交渉に参加しておりません。

アタカ大機の本合併に関する議案は、アタカ大機の本合併の取締役 7 名のうち、上記小川泰雄氏及び百瀬祥一氏を除く 5 名の全員一致により承認可決されており、かつ、アタカ大機の監査役 4 名のうち、上記森口壽久氏及び中村敏規氏を除く監査役 2 名が出席し、その全員が、本合併を行うことにつき異議がない旨の意見を述べております。

また、アタカ大機は、平成 25 年 10 月 31 日、本合併がアタカ大機の少数株主にとって不利益な条件の下で行われることを可及的に防止するため、支配株主である日立造船との間で利害関係を有しない独立した外部の有識者である仁科秀隆氏（弁護士、中村・角田・松本法律事務所）、岡俊子氏（株式会社マーバルパートナーズ代表取締役）及び佐藤雄一氏（公認会計士、帝塚山大学経営学部教授）の 3 名によって構成される第三者委員会（以下「第三者委員会」といいます。）を設置し、本合併を検討するにあたって、第三者委員会に対し、（i）本合併の目的は合理的か（本合併がアタカ大機の企業価値向上に資するかを含みます。）、（ii）本合併における取引条件（合併比率を含みます。）の公正性が確保されているか、（iii）本合併において公正な手続を通じたアタカ大機の株主の利益への十分な配慮がなされているか、及び（iv）本合併がアタカ大機の少数株主にとって不利益なものでないか、に関する意見を諮問しました。

第三者委員会は、平成 25 年 11 月 13 日から平成 25 年 11 月 20 日までに、会合を合計 4 回開催したほか、必要に応じて随時協議を行うなどして、上記諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。第三者委員会は、かかる検討にあたり、アタカ大機から、インタビュー及び書面での質疑応答を通じて、本合併の目的、本合併に至る背景、本合併により期待されるシナジー、アタカ大機の企業価値の内容、並びに合併比率を含む本合併の諸条件の交渉経緯及び決定過程についての説明を、また、日立造船からもインタビュー及び書面での質疑応答を通じて、本合併の目的、本合併に至る背景、本合併により期待されるシナジー等についての説明を受けた他、野村證券から本合併における合併比率の評価に関する説明を受けております。また、アタカ大機の法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から、本合併に係るアタカ大機の本合併の取締役会の意思決定の方法及び過程に関する説明を受けております。第三者委員会は、かかる経緯の下、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として、本合併を行うことが、アタカ大機の少数株主にとって特段不利益なものであるとは認められない旨の答申書を、平成 25 年 11 月 26 日付で、アタカ大機の本合併の取締役会に対して提出しております。第三者委員会の意見の概要については、下記 8. をご参照ください。

アタカ大機は、以上のアタカ大機における取締役会決議の方法その他の利益相反を回避するための措置に関して、アタカ大機の法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から法的助言を受けております。

4. 本合併の当事会社の概要（平成 25 年 3 月 31 日現在）

	存続会社	消滅会社								
(1) 名 称	日立造船株式会社	アタカ大機株式会社								
(2) 所 在 地	大阪市住之江区南港北一丁目 7 番 89 号	大阪市此花区西九条五丁目 3 番 28 号								
(3) 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	取締役社長兼 C O O 谷所 敬	代表取締役社長 小川 泰雄								
(4) 事 業 内 容	環境装置、プラント、機械、プロセス機器、 インフラ設備、精密機械等の設計、製作、据 付、販売、修理、保守・保全及び運営等	水処理、公害防止関連の環境装置事 業、産業装置事業等								
(5) 資 本 金	45,442 百万円	1,835 百万円								
(6) 設 立 年 月 日	昭和 9 年 5 月 29 日	昭和 42 年 9 月 25 日								
(7) 発 行 済 株 式 数	796,073,282 株（注 1）	31,013,189 株								
(8) 決 算 期	3 月 31 日	3 月 31 日								
(9) 従 業 員 数	（連結）9,039 名	（連結）1,228 名								
(10) 主 要 取 引 先	—	—								
(11) 主 要 取 引 銀 行	(株)三菱東京 UFJ 銀行 (株)みずほコーポレート銀行（注 2） 三菱 UFJ 信託銀行(株) 三井住友信託銀行(株) (株)京都銀行	(株)りそな銀行 三井住友信託銀行(株) (株)商工組合中央金庫 (株)千葉銀行 (株)みずほ銀行								
(12) 大 株 主 及 び 持 株 比 率	日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口) 7.95% 日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口) 7.31% (株)三菱東京 UFJ 銀行 3.11% 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口 9) 2.15% 日立造船(株) 1.55% (株)損害保険ジャパン(常任代理人 資産管理 サービス信託銀行(株)) 1.26% 日本生命保険相互会社 1.07% 野村信託銀行(株)(投信口) 0.95% 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口 1) 0.89% 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口 6) 0.88%	日立造船(株) 54.30% (株)りそな銀行 3.22% 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口) 2.86% 三井住友信託銀行(株) 1.61% 日鉄鉱業(株) 1.61% CGML-IPB CUSTOMER COLLATERAL ACCOUNT(常任代理人 シティバンク銀行(株)) 1.45% (株)損害保険ジャパン 0.66% 日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口) 0.54% (株)オーナミ 0.50% アタカ大機自社株投資会 0.43%								
(13) 当 事 会 社 間 の 関 係	<table border="1"> <tr> <td>資 本 関 係</td> <td>日立造船は、アタカ大機の発行済株式総数（31,013,189 株）の 55.1%に相当する 17,093,800 株（間接保有分 253,200 株を含みます。）を保有しております。</td> </tr> <tr> <td>人 的 関 係</td> <td>日立造船の従業員 1 名が、アタカ大機の社外監査役に就任しております。</td> </tr> <tr> <td>取 引 関 係</td> <td>アタカ大機は、日立造船から大気汚染防止装置等を受注し施工しております。</td> </tr> <tr> <td>関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況</td> <td>アタカ大機は日立造船の連結子会社であり、日立造船とアタカ大機は相互に関連当事者に該当します。</td> </tr> </table>		資 本 関 係	日立造船は、アタカ大機の発行済株式総数（31,013,189 株）の 55.1%に相当する 17,093,800 株（間接保有分 253,200 株を含みます。）を保有しております。	人 的 関 係	日立造船の従業員 1 名が、アタカ大機の社外監査役に就任しております。	取 引 関 係	アタカ大機は、日立造船から大気汚染防止装置等を受注し施工しております。	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	アタカ大機は日立造船の連結子会社であり、日立造船とアタカ大機は相互に関連当事者に該当します。
資 本 関 係	日立造船は、アタカ大機の発行済株式総数（31,013,189 株）の 55.1%に相当する 17,093,800 株（間接保有分 253,200 株を含みます。）を保有しております。									
人 的 関 係	日立造船の従業員 1 名が、アタカ大機の社外監査役に就任しております。									
取 引 関 係	アタカ大機は、日立造船から大気汚染防止装置等を受注し施工しております。									
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	アタカ大機は日立造船の連結子会社であり、日立造船とアタカ大機は相互に関連当事者に該当します。									

(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態						
決算期	日立造船			アタカ大機		
	平成23年 3月期	平成24年 3月期	平成25年 3月期	平成23年 3月期	平成24年 3月期	平成25年 3月期
連結純資産	101,968	111,046	115,125	14,020	14,566	14,940
連結総資産	380,248	375,788	366,346	34,211	36,584	34,521
1株当たり連結純資産(円)	109.75	120.07	125.57	453.05	470.73	482.85
連結売上高	287,196	303,036	296,792	35,020	40,549	37,189
連結営業利益	13,358	11,367	11,362	641	870	811
連結経常利益	12,010	10,768	11,246	870	934	946
連結当期純利益	9,674	9,318	7,410	452	809	537
1株当たり連結当期純利益(円)	12.19	11.74	9.36	14.63	26.15	17.38
1株当たり配当金(円)	2.00	2.00	2.00	8.00	8.00	8.00

(単位：百万円。特記しているものを除きます。)

(注1) 日立造船は、平成25年10月1日を効力発生日として、普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行い、発行済株式数は159,214,656株となっております。

(注2) 株式会社みずほコーポレート銀行と株式会社みずほ銀行は、平成25年7月1日を効力発生日として合併しております。これに伴い、株式会社みずほコーポレート銀行は、株式会社みずほ銀行に商号変更されております。

5. 本合併後の状況

	存続会社
(1) 名称	日立造船株式会社
(2) 所在地	大阪市住之江区南港北一丁目7番89号
(3) 代表者の役職・氏名	取締役社長兼COO 谷所 敬
(4) 事業内容	環境装置、プラント、機械、プロセス機器、インフラ設備、精密機械等の設計、製作、据付、販売、修理、保守・保全及び運営等
(5) 資本金	現時点では確定しておりません。
(6) 決算期	3月31日
(7) 純資産	現時点では確定しておりません。
(8) 総資産	現時点では確定しておりません。

6. 会計処理の概要

本合併は、共通支配下の取引等に該当する見込みです。

7. 今後の見通し

本合併の効力発生日は平成26年4月1日を予定していることから、本合併が平成26年3月期の業績に与える影響はありません。平成27年3月期以降の日立造船の連結業績に与える影響等につきましては、現時点では確定しておりません。今後、公表すべき事項が生じた場合には、速やかに開示します。

8. 支配株主との取引等に関する事項

本合併は、日立造船がアタカ大機の発行済株式総数の55.1%（間接保有分を含みます。）を保有している支配株主であることから、アタカ大機にとって支配株主との取引等に該当します。

アタカ大機が、平成25年7月2日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は以下のとおりです。

「親会社との取引については、一般競争入札によるほか、当社の積算をもとにした価格を提示し、交

渉のうえ請負価格を決定し、一般取引と同様の条件で行っております。また、社内の該当部門が内容を精査しチェックするとともに、必要に応じ専門的な知見を要する場合には顧問弁護士、公認会計士等社外の専門家から意見を聴取し、親会社との取引が当社ひいては少数株主を害することのないよう、公平かつ適正に取引を行っております。」

この点、アタカ大機は、上記3.（5）及び（6）記載のとおり、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じた上で、本合併における合併比率を決定し、また、本合併を行う予定です。したがって、本合併は上記のアタカ大機の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に適合していると考えております。

また、上記3.（6）記載のとおり、アタカ大機は、平成25年10月31日、本合併がアタカ大機の少数株主にとって不利益な条件の下で行われることを可及的に防止するため、第三者委員会を設置しております。アタカ大機は、本合併を検討するにあたって、第三者委員会に対し、（i）本合併の目的は合理的か（本合併がアタカ大機の企業価値向上に資するかを含みます。）、（ii）本合併における取引条件（合併比率を含みます。）の公正性が確保されているか、（iii）本合併において公正な手続を通じたアタカ大機の株主の利益への十分な配慮がなされているか、及び（iv）本合併がアタカ大機の少数株主にとって不利益なものでないか、に関する意見を諮問しました。その結果、平成25年11月26日付で、第三者委員会より、①上記（i）に関しては、本合併はアタカ大機の企業価値向上に資するものと認められ、目的は合理的なものと認められる、②上記（ii）に関しては、本合併においては、公正な手続を通じた少数株主の利益への配慮がなされていると認められる、③上記（iii）に関しては、本合併について、公正な手続を通じた少数株主の利益への十分な配慮がなされていると認められる、④上記（iv）に関しては、本合併を行うことが、アタカ大機の少数株主にとって特段不利益なものであるとは認められない旨の答申書を入手しております。

以 上

（参考）当期連結業績予想及び前期連結実績

日立造船（当期連結業績予想は平成25年10月31日公表分）

（単位：百万円）

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	連結当期純利益
当期業績予想 (平成26年3月期)	320,000	13,000	10,000	7,500
前期実績 (平成25年3月期)	296,792	11,362	11,246	7,410

アタカ大機（当期連結業績予想は平成25年10月31日公表分）

（単位：百万円）

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	連結当期純利益
当期業績予想 (平成26年3月期)	39,000	700	850	450
前期実績 (平成25年3月期)	37,189	811	946	537